

事業概要

令和7年版



東京都多摩府中保健所

は じ め に

東京都多摩府中保健所は北多摩南部保健医療圏に位置する6市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）を所管区域とし、圏域の地域保健の広域的・専門的・技術的拠点であるとともに、健康危機管理の中核的役割を担う保健行政機関として、関係機関と連携協力し、地域住民の保健・医療・福祉の推進を目指し、様々な課題に取り組んでいます。その所管業務は、感染症予防や精神保健福祉などの保健対策、食品・環境衛生等の生活環境安全対策、医事・薬事行政など非常に多岐に亘っています。

当保健所では、圏域の保健医療関係機関で構成する「東京都北多摩南部地域保健医療協議会」の事務局として、「東京都北多摩南部地域保健医療推進プラン」（以下、「プラン」という。）を推進しています。昨年度はプランを改定し、北多摩南部保健医療圏における今後6年間の保健医療福祉推進の目標を定めました。今回の改定では、社会状況の変化による新たな課題に的確に対応するため、これまでの取組を深化するとともに、新たに新興感染症への対応に向けた取組の強化や医療DXの推進などを盛り込んでいます。

新興感染症や災害などの健康危機発生時にスムーズに連携できるよう、昨年度に設置した市町村連携課を中心に、平時から市等関係機関との連携の推進に取り組んでいます。新興感染症への対応として、令和6年3月に策定した「多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）」を踏まえ、新興感染症発生時対応訓練を圏域の医療機関と合同実施しました。医療機関と合同実施することで、それぞれの立場での課題を共通認識し、圏域としての今後の取組に反映して参ります。

あわせて、令和6年の能登半島地震など喫緊の課題である災害対策においても、保健所は圏域の公衆衛生専門機関としての機能強化が求められています。平時からの圏域各市や関係機関との連携の一層の強化を図るため、昨年度から所内体制の強化、並びに圏域各市の取組支援を進めているところです。

また、令和6年度には、課題別地域保健医療推進プランとして、圏域関係機関との連携のもと、「高齢者福祉施設の感染症対応力の向上に向けた地域づくり」、及び「制度や年齢の垣根を超えたネットワークによる、ひきこもり支援の実現」に取り組ましました。

本冊子は、令和6年度における当保健所の各事業の実績をまとめたものであり、関係機関の皆様におかれましては保健衛生行政資料として御活用いただければ幸甚に存じます。

保健所は今後も、様々な社会情勢の変化に適切に対応し、地域の誰もが安心して生活することができる社会の実現に向けて取り組んで参ります。

今後とも、住民の皆様や関係機関・団体の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月

東京都多摩府中保健所長

田 原 なるみ

目 次

	ページ		ページ
I 保健所のあらまし		V 保健対策	
1 沿革	3	1 感染症予防	83
2 管内の概要	5	2 エイズ対策	89
3 管内の人口	7	3 結核予防対策	90
4 施設の概要	9	4 一般健康診断	97
5 組織及び分掌事務	12	5 母子保健	98
6 決算状況	14	6 特殊疾病対策	99
7 令和7年度 事業計画	15	7 医療費助成	102
		8 環境保健	103
II 管 理		9 精神保健福祉	104
1 保健医療	21	10 保健師活動	107
2 医事	24	11 エックス線検査	111
3 歯科保健	28	12 試験検査	112
		VI 附属機関等	115
III 市町村連携		VII 案内図	121
1 広報普及啓発	33		
2 情報公開	34		
3 統計調査	35		
4 研修・教育	37		
5 地域保健医療推進プラン	39		
6 市町村等連絡調整	45		
7 健康危機管理	46		
8 補助金審査	50		
9 受動喫煙防止対策	51		
IV 生活環境安全			
1 薬事	55		
2 環境衛生	58		
3 食品衛生	63		
4 保健栄養	73		

1 文中使用した統計数値は、原則として令和7年3月末現在又は令和6年度中のものによる。ただし、暦年表示の妥当な場合は、令和6年12月末現在又は令和6年中のものを、静態的時点表示の妥当な場合は、各時点のものをそれぞれ使用した。

2 表中の表章記号は次のとおりである。

計数のない場合	—
計数不明の場合	...
統計項目のあり得ない場合	・
数値微小（0.05未満）の場合	0.0
減少を表す場合	△

3 令和元年版まで掲載していた統計表は、北多摩南部保健医療圏保健医療福祉データ集に掲載しているため、削除した。

